

# 立て替え払いをしたとき

## 療養費（家族療養費）が支給されます

健康保険では、保険医療機関に被保険者証を提出して医療を受けるのが原則です。しかし、手続きのため被保険者証を健保組合へ提出している期間中などに医療機関にかかった場合は、被保険者証を提出できませ

ん。そのような場合は、医療費を全額支払って診療を受け、あとから健保組合に申請すれば、「療養費」としてその費用が支給されます。支給額は、被保険者、被扶養者とも7割（義務教育就学前は8割）です。

### ■このようなときに療養費が支給されます

医療の内容	支給要件	支給額 (被保険者・被扶養者とも下記料金の7割、 義務教育就学前は8割)
自費で治療を受けたとき	①やむを得ない事情で健康保険を扱っていない医療機関にかかったとき ②旅先での急病や自動車事故など治療に急を要するときで、被保険者証等を持っていなかったとき	かかった費用の範囲内で保険診療に換算した額
海外で受診したとき	海外に滞在中または海外旅行中に治療を受けたとき (注)治療目的で海外に行き、現地で治療を受けた場合は療養費の対象となりません。	〃 (日本国内で保険適用となっていない治療は給付対象になりません。)
輸血の生血代	輸血を必要として生血を購入したとき。保存血を使用した場合は、治療材料として現物給付されます (注)生血提供者が親族の場合は療養費の対象となりません。	基準額
コルセット、ギプス、義眼などの治療用装具代	治療上必要があると認められてコルセット、ギプス、義眼、義手、義足などを装着したとき	〃
はり、灸代	神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症など慢性的な痛みのある場合で、施術により相当の効果があるとして保険医が同意したとき	〃
マッサージ代	筋麻痺、関節拘縮などで、施術により相当の効果があるとして保険医が同意したとき	〃
弾性着衣等を購入したとき	四肢のリンパ浮腫治療や慢性静脈不全による難治性潰瘍治療のために購入したとき	購入した費用 (通知で定める上限あり)
小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを作成したとき	9歳未満の小児が弱視、斜視および先天白内障術後の屈折矯正の治療用として眼鏡やコンタクトレンズを作成または購入したとき	作成または購入した費用 (通知で定める上限あり)

※柔道整復師にかかるとき：健康保険を扱っている柔道整復師である場合は被保険者証によって受けられますが、そうでないときは保険医が同意した場合のみの適用となります。(P.59もご参照ください。)

### 手続き

「療養費支給申請書」に領収書の原本、診療報酬明細書(レセプト)の原本(装具、眼鏡は医師の指示書、はり・灸は医師の同意書)を添付して会社(人事部門)経由で健保組合へ届け出てください。(靴型装具の場合は、装具の写真も添付してください。)なお、申請書は受診者ごと、ひと月ごと、医療機関ごとに作成が必要です。

「療養費支給申請書」→ P.88